

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 7 月 2 0 日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第 7 条第 1 項
許認可等の種類	海岸保全区域の占用許可 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	<p>第 7 条第 1 項</p> <p>海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第 9 条 及び第 12 条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>（関連条項）</p> <p>海岸法第 7 条第 2 項</p> <p>海岸法施行規則第 3 条 [申請書]</p> <p>海岸法施行細則第 2 条 [申請図書]</p> <p>海岸保全区域等における風力発電施設等設置許可審査要領（平成 24 年 3 月 9 日付け砂防第 992 号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）[審査基準] [申請図書]</p>
審査基準	<p>1 公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可するものである。</p> <p>2 風力発電施設等、再生可能エネルギー等の施設を設置する場合の審査基準については、上記のほか、海岸保全区域等における風力発電施設等設置許可審査要領の定めるところによる。</p>
標準処理期間	<p>総 期 間                    3 0   日・丹    (注：休日は含まない。)</p> <p>  經由機関                    日・丹    (                    )</p> <p>  協議機関                    日・月    (                    )</p> <p>  処分機関                    3 0   日・丹    (                    )</p>
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部農村振興課指導企画係
申請先	各総合振興局（振興局）産業振興部農村振興課指導企画係
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係（電話番号：011-231-4111（内線27-628））
備考	<p>（公表アドレス：<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm</a>）</p> <p>※ 処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局（振興局）から空知、上川を除く。</p> <p>なお、石狩、オホーツクは調整課指導企画係、十勝は、調整課財産管理係</p>